

答申第 334 号

平成 19 年 7 月 3 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 2 月 14 日付けで諮問された人事考査委員会審査結果等一部非公開の件（諮問第 384 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の市立小学校における事故に係る「人事考査委員会の審査結果について」の事故の概要欄に記載された特定の教諭に対する校長の評価のうち、校長の行動と認められる情報については、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の市立小学校（以下「本件小学校」という。）における事故（以下「本件事故」という。）に係る「人事考査委員会の審査結果について」（以下「本件審査結果文書」という。）及び「人事上の措置について（伺い）」（以下「本件伺い」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成19年1月30日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報の公開を求める、というものである。

ア 本件審査結果文書のうち、次に掲げる情報

- a 本件小学校の校長（以下「本件校長」という。）の心境等
- b 本件小学校の元教諭（以下「本件教諭」という。）の言動、心境等
- c 本件校長の本件教諭に対する評価
- d 特定の市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の本件校長及び本件教諭に対する評価
- e 処分の基準が推測される事項

イ 本件伺いのうち、処分の基準が推測される事項

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

本件事故は、本件校長による本件教諭に対する不正人事評価事件であって、いまだに本件校長及び校長監督者である市教育委員会から誠意ある対応がなく、本件事故の被害者であり、本件教諭である不服申立人は、本件事故の真相を知ることができない。

実施機関は、「特定の個人の権利利益を害するおそれ」を非公開の理由としているが、被害者である不服申立人の利益よりも加害者である本件校長の利益を守ろうとしている。

本件校長が記載又は陳述した内容は、不服申立人に関するものでもある。本件処分に基づき公開された本件審査結果文書及び本件伺い（以下「本件行政文書」と総称する。）は不正確な記述が多いことから、非公開とされた部分には、より不正確な内容の記載があると想像する。本件校長の個人情報には不服申立人の個人情報でもあり、不服申立人に関する人事管理がどのように行われているのか、被害者の個人情報として不服申立人には知る権利がある。

非公開とされた部分には、本件校長の本心が記載されていると思う。本件事故の真相を知るため、被害者である不服申立人には、特別に公開すべきである。

イ 条例第5条第4号該当の点について

実施機関は、処分の基準が推測される事項を非公開としたと説明しているが、本件事故に関しては客観的な事実確認が行われておらず、また、市教育委員会から提出された事故報告書は、都合の悪い内容は短く記載されるなど、恣意的に記載されている。このような事故報告書を基に県教育委員会が事情聴取を行い、人事考査委員会が開催され、本件校長に対する人事上の措置の内容が決定されたのであり、そもそも人事考査の前提となる本件事故の事実把握が不正確なのではないかと考える。

ウ 教員の人事評価制度が適正に行われていないという話を聞く。本件事故の事実並びに市教育委員会等の責任及び対応を明確にすることが、今後の人事評価制度の適正な運用につながる。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員）が非違行為を行った場合、県教育委員会は、服務監督権者であ

る市町村教育委員会から事故報告書を提出させ、当該教職員から事情聴取を行い、人事考査委員会での検討及び審査を経て、懲戒処分等の措置を行っている。

懲戒処分等の措置は、教員等の責任について検討した結果、その行為の内容等から判断して、地方公務員法に基づく責任を問う必要がある場合に懲戒処分を行い、懲戒処分には至らないが、サービスの適正を期するため当該教員等に対して注意を促す必要がある場合には、将来を戒めるための文書訓告等の人事上の措置を行う。

本件行政文書は、上記の過程において作成された文書である。本件行政文書のうち、本件審査結果文書は、人事考査委員会において、非違行為を行った教職員に対する懲戒処分等を検討及び審査するために作成された文書並びに人事考査委員会における審査結果である。また、本件伺いは、人事考査委員会において審査した懲戒処分等の結果を報告するとともに、人事上の措置等の実施を伺う文書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件審査結果文書に記載された本件校長の心境等及び本件教諭の言動、心境等（以下「本件心境等情報」と総称する。）については、本件校長又は本件教諭が弁明、反省、希望等の心情を吐露している部分等であり、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格に密接に関連するものとして保護すべき情報であり、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

イ 本件審査結果文書に記載された本件校長の本件教諭に対する評価並びに市教育委員会の本件校長及び本件教諭に対する評価（以下「本件評価情報」と総称する。）は、本件校長又は市教育委員会の職員が本件校長又は本件教諭に対する評価を具体的に述べているものであって、個人の人格に密接に関連するものとして保護すべき情報であり、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

ウ 本件心境等情報及び本件評価情報は、懲戒処分等に係る文書に記載された内容であって、公務員の身分の取扱いに関する情報であるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当しない。また、ただし書ア、イ又はエ

にも該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書には、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が含まれており、当該情報を公開することは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じるため、当該情報については、処分の基準が推測される事項として、条例第5条第4号に該当すると判断した。

(4) 不服申立人は、本件校長の個人情報に不服申立人の個人情報でもあり、不服申立人に関する人事管理がどのように行われているのか、被害者の個人情報として不服申立人には知る権利があることを不服申立ての理由として主張しているが、条例は、請求者のいかなることを問わず、公開か否かの判断をする旨を規定しているため、その主張には根拠がない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件審査結果文書は、本件事故に関して、人事考査委員会において、非違行為を行った教職員に対する懲戒処分等を検討及び審査するために作成された文書並びに人事考査委員会における審査結果であり、また、本件伺いは、人事考査委員会において審査した懲戒処分等の結果を報告するとともに、人事上の措置等の実施を伺う文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、前記2(1)ア及びイに掲げる情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

(ウ) 本件校長の心境等には、本件校長が本件事故当時の心境や本件事故に対する心境等を率直に吐露した内容が記載されており、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件校長の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、本件校長の心境等は同号本文に該当すると判断する。

(エ) 本件教諭の心境等には、本件教諭の本件事故に対する心境が率直に吐露されており、本件教諭の言動には、本件教諭の率直な心情が反映されていると認められるので、当該情報は、個人の思想、心身の状況

等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、本件教諭の心境等及び本件教諭の言動は同号本文に該当すると判断する。

(オ) 本件校長の本件教諭に対する評価のうち、事故の概要欄に記載された情報の一部は、本件校長の行動の記載であって、本件教諭に対する評価が具体的に記載されているとまでは認められないことから、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、同号本文に該当しないと判断する。

(カ) 本件校長の本件教諭に対する評価のうち、前記(オ)以外の情報は、本件教諭に対する具体的な評価が記載されていると認められ、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、当該情報は同号本文に該当すると判断する。

(キ) 市教育委員会の本件校長及び本件教諭に対する評価には、本件校長及び本件教諭に対する具体的な評価が記載されており、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件校長及び本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、市教育委員会の本件校長及び本件教諭に対する評価は同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 前記ア(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる情報は、本件校長若しくは本件教諭の心境等又は本件校長若しくは本件教諭に対する評価に係る情報であることから、本件校長又は本件教諭の職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

前記ア（ウ）、（エ）、（カ）及び（キ）に掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

（５）条例第５条第４号該当性について

ア 実施機関は、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報を公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じる、と説明している。

イ 地方公務員法上の懲戒処分については、地方公務員法第 29 条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、県費負担教職員の非違行為が懲戒処分に当たるか否か、さらには列挙された 4 種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては任命権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないと判断した場合には、サービスの適正を期するため、サービス監督権に基づく事実上の行為として人事上の措置を講ずる場合がある。人事上の措置は、制裁的実質を伴わない限りにおいて許されているもので、サービス監督権者による監督権の行使の一態様と考えられていることから、人事上の措置を講ずるか否かの判断に当たってはサービス監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

県費負担教職員の非違行為については、地方公務員法に基づく懲戒処分には至らない場合は、サービス監督権者である市教育委員会が人事上の措置を講ずるか否かを判断することになるが、この場合でも、人事上の措置が必要であると県教育委員会が判断した場合には、サービス監督権者である市教育委員会に対して、その旨依頼し、市教育委員会が県教育委員会の判断を踏まえて人事上の措置を講ずるか否かの判断を行っている。

したがって、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、任命権者及び服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、処分基準が推測される事項として非公開とされた情報が、内部的な審査の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

(ア) 本件行政文書のうち、「処分の程度」欄に記載された非公開部分は、本件校長に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(イ) 本件審査結果文書のうち、「事務局見解」欄には、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、人事上の措置を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。同欄の記載内容は、検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(ウ) 本件審査結果文書のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報は、項目名を含めて、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

ウ 以上のことから、処分の基準が推測される事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(6) その他

不服申立人は、本件校長の個人情報に不服申立人の個人情報でもあり、本件事故の真相を知るためにも特別に公開すべきである旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であるから、公開、非公開の判断に当たっては、公開請求者が誰であるかは、考慮されないものであるため、不服申立人の

主張は採ることができない。

なお、自己を本人とする自己情報については、神奈川県個人情報保護条例第 18 条に基づき開示請求をすることが可能である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 2 月 15 日	○ 諮問受理
2 月 19 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 9 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 12 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 28 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
4 月 2 日 (第 62 回部会)	○ 審議
5 月 10 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 24 日 (第 63 回部会)	○ 審議
6 月 7 日 (第 64 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
玉卷 弘光	東海大学教授	部 会 員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成19年7月3日現在) (五十音順)